

○個人情報の保護に関する法律施行規程

(令和5年3月28日警察告示第18号)

個人情報の保護に関する法律施行規程を次のように定める。

個人情報の保護に関する法律施行規程

岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程(平成18年岡山県警察告示第10号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年岡山県条例第50号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、岡山県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第2条 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第87条第1項の規定により行政機関等が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) ビデオテープ又は録音テープ 視聴若しくは聴取又は複製物の交付の方法

(2) 前号に該当するもの以外の電磁的記録 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付の方法

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を保有する処理装置及びプログラムにより専用機器に出力したものを閲覧させ、若しくは視聴させ、又は光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写することが容易であるときは、当該電磁的記録の閲覧若しくは視聴又は当該複製物の交付により開示を行うことができる。

(写しの交付に要する費用の額等)

第3条 条例第3条第2項の実施機関が定める額は、別表に定めるとおりとする。

2 写しの交付に要する費用は、前納とする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第 9 項及び第 10 項の規定によりなお従前の例によることとされた行為に係るこの告示による改正前の岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程の規定の適用については、なお従前の例による。

別表(第 3 条関係)

文書の種類	写しの交付の方法	金額
1 文書又は図画	イ 乾式複写機による写し	1 枚につき 10 円。ただし、多色刷りのものにあつては、1 枚につき 50 円
	ロ 乾式複写機による写し以外のもの	写しの作成に要する費用に相当する額
2 ビデオテープ	イ ビデオカセットテープに複製したもの	1 巻につき 110 円
	ロ ビデオカセットテープ以外に複製したもの	写しの作成に要する費用に相当する額
3 録音テープ	イ 録音カセットテープに複製したもの	1 巻につき 90 円
	ロ 録音カセットテープ以外に複製したもの	写しの作成に要する費用に相当する額
4 電磁的記録(2の項又は3の項に該当するものを除く。)	イ 印刷物として出力したもの	1 枚につき 10 円
	ロ 光ディスク(日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したもの	1 枚につき 40 円
	ハ 光ディスク(日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したもの	1 枚につき 50 円

備考

- 1 1 の項イの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として額を算定する。
- 2 1 の項イの場合において、用紙は、原則として、日本産業規格 A 列 3 番までの大きさのものを用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合は、日本産業規格 A 列 3 番による用紙を用いた場合の枚数に換算して枚数を計算するものとする。